

○近畿地方整備局告示第26号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年3月13日

近畿地方整備局長 池田 豊人

第1 起業者の名称 兵庫県

第2 事業の種類 県道三田西インター線改築工事（兵庫県三田市溝口字溝口尾地内から同市長坂字大沢野地内まで）及びこれに伴う国道拡幅工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県三田市溝口字溝口尾、字切戸、字戸尻、字東長田、字安土頭、字梅ノ木町、字向川及び字八反坊、テクノパーク並びに長坂字大沢野、字池ノ向及び字城ヶ谷地内
- 2 使用の部分 兵庫県三田市溝口字溝口尾、字切戸、字戸尻、字東長田、字安土頭、字梅ノ木町、字西長田、字向川及び字八反坊、東山字男谷丸山、テクノパーク、洞字兵ヶ原並びに長坂字大沢野、字池ノ向及び字城ヶ谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県三田市溝口字溝口尾地内から同市長坂字大沢野地内までの延長 966mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道三田西インター線改築工事及びこれに伴う国道拡幅工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「県道三田西インター線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により阻害される一般国道の従来機能を維持するための拡幅工事は、同条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道三田西インター線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定に基づき兵庫県知事が県道に認定した路線であり、同法第 15 条の規定により兵庫県が道路管理者となることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、兵庫県三田市テクノパーク地内を起点とし、同市広野地内を終点とする延長約 4,400mの主要幹線道路である。

本路線のうち、起点から三田市テクノパーク地内の溝口交差点までの延長約 1,700mの区間は、兵庫県の「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」（平成 14 年兵庫県条例第 20 号）により産業集積促進地区として指定された工業団地「北摂三田テクノパーク」内にあり、同地区内には国内トップシェアを誇る製薬会社等の工

場が存する。このため、本路線は、工業団地への物流経路や従業員の通勤等にも利用されており、地域経済や市民の生活を支える路線として重要な役割を果たしている。

また、本路線は、同地区内の県道テクノパーク三田線等を介して、高速自動車国道中国縦貫自動車道及び六甲北有料道路の神戸三田インターチェンジに接続するなど、広域道路網形成の機能を併せ持つ重要な路線でもある。さらに、本路線は、兵庫県防災会議が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき策定した「兵庫県地域防災計画」により緊急輸送道路に位置付けられており、「三田市地域防災計画」に位置づけられている広域避難所のテクノ公園や第一次避難所である三田市立長坂中学校へのアクセス道となるなど、緊急物資の輸送等においても重要な路線である。

しかしながら、本路線のうち、三田市上井沢地内の広野駅前交差点から同市広野地内の一般国道 176 号との接続部までの延長 790m の区間（以下「現道」という。）は、ほとんどの区間が幅員狭小な 1 車線の道路であり、沿線には JR 福知山線広野駅及び広野集落等が存在し、地域住民の日常生活における地域内交通と、北摂三田テクノパークをはじめとする工業団地等の物資運搬のための通過交通がふくそうしている状況にある。また、終点部の三田市広野地内の広野駅北交差点においては、JR 福知山線と一般国道 176 号が近接しているため、JR 福知山線の踏切を渡って一般国道 176 号に進入するための滞留長は、普通自動車 1 台分のスペースしかなく、踏切手前で後続車両が停滞するなど交通混雑の一因となっている。加えて、踏切部の車道幅員は 3.8 m しかなく、踏切部での通行車両等のすれ違いが困難な状況であるため、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

また、現道のほとんどの区間は、歩道及び自転車歩行者道が整備されていないことから、歩行者や自転車（以下「歩行者等」という。）は路肩や車道を通行せざるを得ず、交通事故が発生するなど、安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にもある。

平成 22 年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は

7,488台／日であり、混雑度は3.05及び5.28、大型車混入率は17.9%となっている。

本件事業の完成により、本路線と一般国道176号が新たにバイパスで接続され、三田市北部・篠山方面から三田西インターチェンジへの南北方向のアクセス機能が強化されるとともに、通過交通と地域内交通が分散されるため、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものである。また、JR福知山線と立体交差する新たな道路が形成されることから、災害時に踏切を通過することなく、より速やかに防災施設等へアクセスできるなど、防災機能の向上が図られることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、生活環境等に与える影響について、起業者が任意で検討した結果によると、大気質、騒音及び振動のいずれの評価項目においても環境基準等を満たすものと予測されている。

また、起業者が任意で実施した既往の環境調査情報等による文献調査、学識経験者による聞き取り調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているホンモロコ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツチフキ、クロヒカゲモドキ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトゲナベブタムシ、ギフチョウ等、準絶滅危惧として掲載されているゲンバイトンボ、フタスジサナエ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから影響がない又は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重

要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。なお、植物については環境省レッドリスト等に記載されているような重要な種は現在のところ確認されていない。

このほか、本件区間内には、文化財保護法（昭和 25 年法律 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在するが、兵庫県教育委員会との協議に基づき分布調査を完了しており、確認調査については用地取得完了後に行うこととしている。また、工事中に新たに遺構及び遺物等が発見された場合には、兵庫県教育委員会等と協議のうえ適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の通過交通を新たなバイパスに転換させることで、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 4 種第 1 級の規格に基づきバイパス方式により 2 車線の道路を整備する事業及び第 3 種第 3 級の規格に基づき溝口交差点の嵩上げに伴う影響範囲を改築する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業の事業計画のうち、バイパス部については、平成 17 年 3 月 22 日付け兵庫県告示第 348 号で都市計画変更された阪神間都市計画道路 3・3・106 号溝口須丸線と法面計画、擁壁計画等を除き基本的内容は整合している。

また、改築部のルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）のほか、北寄セルート案及び南寄セルート案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は、用地取得が必要となる面積は最も少なく、施工性に優れていること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道 176 号の拡幅工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は幅員狭小及び踏切部での滞留長が短く通行車両等のすれ違いが困難であることなどにより、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたし、歩行者等の安全な通行が確保されていないことなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、三田市より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判

断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県三田市役
所